

共同利用

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、委託先への提供、合併等に伴う提供、グループによる共同利用については、第三者提供に当たらないことになっています。

当健康保険組合(以下「組合」という。)は、その保有する個人情報(個人データ)について、以下のとおり共同での利用を行いますので、個人情報保護法に基づき、「(1)個人データを共同して利用すること、(2)共同利用される個人データの項目、(3)共同して利用する者の範囲、(4)利用目的、および(5)個人データの管理責任者の氏名・名称について、つぎのとおり公表致します。

1. 事業主との健康診断・保健指導・重症化予防等事業の共同実施

(1) 共同利用の趣旨・利用目的

当組合は共同利用者と法定・法定外の健康診断、保健指導等の事業を共同して行います。

当組合の加入者の重症化予防のための、健診結果に基づく保健指導、受診勧奨等事後指導を効果的に行うため、個人情報を共同利用します。また、これらの事業で発生した費用の健診機関への支払、事業主への請求等の精算業務、医療費等の分析、健康度の分析、各種保健事業の効果分析、Webによる健康情報の個人への提供にも個人情報を共同利用します。

(2) 共同利用する個人情報(個人データ)の項目

- ・事業所または健診機関が保有する定期健康診断健、生活習慣病予防健診、人間ドック、その他法定外検診に関わるそれぞれの健診票、及び問診票
- ・健康診断、保健指導、受診勧奨に関わるそれぞれの対象者・実施者・未実施者一覧表名簿
- ・保健指導支援計画書、保健指導実施報告書、及び生活習慣に関する情報、指導内容、改善目標、指導結果、評価結果
- ・診療報酬明細書(レセプト、調剤報酬明細を含む)、及び患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額等
- ・上記文書に記載された受診者の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、被保険者証記号・番号、所属名、事業所名、事業所社員コード、健診種目名、健診受診日、健診実施機関名、健診実施機関所在地等

(3) 共同利用者の範囲

- ・当組合における職員、事務長、常務理事
- ・当組合の各事業所における保健業務担当者、分析業務担当者

(4) 個人情報の管理についての責任を有する者

- ・当組合 常務理事
- ・当組合の各事業所における保健業務・分析業務担当部門長

2. 事業主との各種補助金支給事業・健康情報提供事業の共同実施

(1) 共同利用の趣旨・利用目的

当組合は被保険者、被扶養者の健康増進を目的に、共同利用者との間で各種健診補助、体育奨励補助、保養所利用補助事業を共同して行い、補助金交付の審査、決定、交付のために個人情報を共同利用します。

(2) 共同利用する個人情報(個人データ)の項目

- ・保養所利用補助、各種スポーツ補助に係る氏名、住所、電話番号等

(3) 共同利用者の範囲

- ・当組合における職員、事務長、常務理事
- ・当組合の各事業所における保健業務担当者、分析業務担当者

(4) 個人情報の管理についての責任を有する者

- ・当組合 常務理事
- ・当組合の各事業所における保健業務・分析業務担当部門長

3. 健康保険組合連合会との高額医療交付金交付事業の共同実施

(1) 共同利用の趣旨・利用目的

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健康保険組合連合会・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

(2) 共同利用する個人情報(個人データ)の項目

- ・高額医療給付に関する交付金交付事業に係る診療報酬明細書(レセプト、調剤報酬明細を含む)、及び患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額等

(3) 共同利用者の範囲

- ・当組合における職員、事務長、常務理事
- ・健康保険組合連合会の高額医療グループ職員、業務委託先(財)日本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社

(4) 個人情報の管理についての責任を有する者

- ・当組合 常務理事
- ・健康保険組合連合会・高額医療グループマネージャー

4. 利用停止の手続き

共同利用の停止を希望される場合には、アルバック健康保険組合までご連絡ください。

TEL:0467-89-2228